

令和6年10月23日

前橋市長 小川 晶 様

前橋市手をつなぐ育成会

会長 塩崎政江

意見及び要望

日頃より前橋市の障害児・者に関する福祉・教育行政に多大なるご尽力をいただき誠にありがとうございます。

「障害者基本法」の改正、総合支援法、虐待防止法、差別解消法など、障害者に関する法の整備は進んで来ております。今年4月には一般の事業者にも合理的配慮が義務付けられるようになり、制度的には徐々に整備されてきたように思われます。

しかしながら現実的には、地域の中で安心した生活を支えるべき実際の社会資源はまだまだ不整備で地域格差も大きく、課題を抱えております。地域生活支援の中心的役割を期待した「地域生活支援拠点」である「あんしんネット前橋」を創り出してはいただきましたが、現実的には、期待していたような資源とはなり得ていない状況です。

また、全国で繰り返し発生している災害等について、この前橋市の現状で、障害のある方やご家族が安心して避難できる状況にあるのか、不安を感じております。その他、下記の諸課題について、会員より挙げられた意見や要望を取りまとめましたので、障害のある本人やその家族たちの切実な思いとして受けとめていただきたいと思います。

この前橋市が、障害のある本人やそれを支える家族が安心して生活できる環境を整え、全国に誇れるような、障害のあるなしにかかわらず共に生きる社会となることを心より希望しております。そのために本会としても、会員相互の意識を高め、意見を集約し、行政の福祉及び教育担当の皆様に、その思いを隨時お伝えしながら、協力体制を一層強固にしていきたいと願っているところであります。

小川市長様にも、これらの声に耳を傾けていただき、共に歩み、一層のご尽力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

1. 地域生活支援拠点（あんしんネット前橋）の充実

- ・登録制限を撤廃し、全ての障害のある方の家族に、24時間365日の緊急時安心できる環境を整える。
- ・宿泊体験を促進して、親なき後の生活に向けた準備を具体的に進められるような条件を整える。特に様々なニーズに合った宿泊体験ができるように市営住宅等を活用して公的な体験施設を整える。
- ・一方で、緊急時の受け入れ先である短期入所やサービスステーションには、現状として24時間365日対応ができるだけの体力が不十分であるとの指摘もあり、3の「サービスステーション事業充実等」も含めて、対応する事業所への上乗せ報酬等を検討する。

2. 大災害等非常時における避難等について、障害のある方々等特別に配慮が必要な方々への対応方針を整備し、その内容等の周知徹底

- ・前橋市として多くの「福祉避難所」を指定していただいているが、実際に障

害者がどのように活用できるのか、あまり周知されていない。緊急時の避難や各機関の連携体制についての方針やシミュレーション等を積極的に周知するとともに、現方針に対する評価を広く関係者及び一般市民から聴取して、実情に即した対策を整備。

- ・特に安否確認の方法や「福祉避難所」の活用方法・手順などの周知徹底と、市内全域の連携等を確認できるよう、本人や保護者、地域の自治会等も参加して、実践的な訓練等を実施。

3. サービスステーション事業充実について

- ・「サービスステーション前橋モデル事業」の構築
あんしんネット前橋の中心資源としての活用
- ・委託事業所における赤字運営の改善と介護技術を持った職員と人件費の確保
- ・送迎に係る時間の人件費の補填
- ・介護に追われ疲弊している家族のレスパイトケアの充実と、障害者が家から出られる（家族と離れる）体験の充実

4. 移動支援を行える事業所の増設推進

- ・ヘルパーステーションの拡充（週末専用のヘルパーを大幅に配置）
- ・急な通院等で利用する場合やグループで移動する場合のヘルパー運転時間を移動支援として認める。
(理由：それぞれ公共交通機関の利用が難しい+運転中も声掛け支援や見守り支援が必要)

5. グループホーム等生活の場の充実

- ・絶対量の確保
- ・日中サービス支援型グループホームの内容充実
- ・体験利用の推進
- ・医ケアや強度行動障害者の入居にあたっては、介護報酬の不足を補う前橋市独自の運営費補助を行う

6. 障害者虐待防止法・差別解消法について

- ・関係者及び一般市民向けの啓発を十分に行う。特に合理的配慮が一般企業にも義務化された初年度として、企業等に対して積極的な行動を促進
- ・虐待および人権侵害が繰り返されないような取り組みを強化

7. 健康管理のあり方について

- ・各事業所の健康管理状況の調査と指導
- ・必要経費の補助
- ・重度の障害者の入院を積極的に受け入れてくれる医療機関及び病床の確保

8. 障害者福祉に従事する関係者の待遇改善と人材育成について、市として独自の追加補助等の取り組みを整備

- ・地域の中の福祉サービス事業所が安定した運営ができるように、市として独自の補助制度。（国の待遇改善レベルだけでは、人材不足を転換できる

のような効果は期待できず、障害者福祉の仕事への希望が減少している現状である)

9. 特別支援教育支援員の幼稚園、小中学校、高等学校への配置の充実

- ・令和4年の文部科学省の調査では、小・中学校の通常の学級には、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は8.8%であることが報告されている。現在も学習サポーターとして特別支援教育支援員を配置していただき、少しずつ増員していただいているが、現場では全く足りない状況が続いている。児童生徒に対する必要な支援を行える体制が作れることで、個別最適な学習に近づけるだけでなく、教職員の多忙化解消にもつながると考える。特別支援教育支援員の増員をお願いしたい。

10. 在籍する児童生徒の障害の多様化、重度化へ対応するための特別支援学級の学級編制基準の引き下げ

- ・現在特別支援学級は8名に1人の教員を配置することとなっているが、特に小学校では、在籍する児童が低学年から高学年まで一緒に学ぶ状況がある。また、児童生徒の障害の程度が重く、個別に指導をする必要のある児童が多く在籍していて、一人の教員が対応できる人数を超えている。そこで特別支援学級の教員配当基準を8人に1人から6人に1人へと改善していただけるよう、できるだけ早く群馬県への要望をお願いしたい。さらに、実現できるまでの間、前橋市独自に加配をお願いしたい。

11. 通級指導教室の設置基準の引き下げについて県へ強く要望してほしい。

- ・通常の学級の中には通級指導教室を利用したくても、在籍校以外の学校への送り迎えができずに通えない児童がいたり、本来週に8時間まで利用可能なはずにもかかわらず、週に1時間や月に1度しか指導を受けられず、学習や集団適応についての指導が受けられず、困難さが解消されていない状況が見られる。保護者の都合によらず児童が安心して指導を受けられる体制づくりが必要である。群馬県に対して、通級指導教室の設置基準を見直して教職員を配置していただけるように、また、高等学校への通級指導教室の設置の推進を速やかに進めさせていただけるよう、強く要望していただけるようお願いしたい。